

## 令和7年度 带状疱疹ワクチン定期接種の実施について

日頃は、本町の予防接種業務にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年4月1日より65歳以上を対象とした带状疱疹ワクチン予防接種が定期予防接種として位置づけられます。ご多忙中とは存じますが、実施要領をご確認のうえ、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

下記書類をダウンロードしてください。

- ① 令和7年度带状疱疹定期予防接種実施要領
- ② 予防接種費用免除(無料)の取り扱いについて(別紙)
- ③ 請求書及び接種者名簿(請求明細書)
- ④ 带状疱疹予防接種の説明書

**※带状疱疹予防接種予診票(1回目・2回目)、接種済証2枚および②、④は対象者に送付します。**

带状疱疹ワクチンは、生ワクチンと組換えワクチンの2種類があります。ワクチンごとに接種回数が異なるため、必ず接種歴を確認したうえで、予診票に記入して接種してください。

生ワクチンを接種した場合は、対象者に2回目の予診票・接種済証を破棄するようお伝えをお願いします。

注) 接種の際には住所地をマイナ保険証・資格確認書(有効期限内の健康保険証)で確認してください。

送付先

〒766-0015

仲多度郡まんのう町長尾 501 番地 1

かりん健康センター内

まんのう町役場 健康増進課

電話 (0877)73-0126